第25回中城村農業委員会会議(総会)議事録

- 1. 招集年月日 平成25年9月25日(水)
- 2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
- 3. 開催日時 平成25年9月25日 9時31分から11時40分
- 4. 出席委員
 - 1番 新垣 秀則(会長)
 - 2番 平安名常彦(会長職務代理者)
 - 3番 多和田眞吉 4番 新垣 直也
 - 5番 新垣 勉 6番 新垣 勇
 - 7番 安里 健一 8番 比嘉 盛安
 - 9番 外間 博則 10番 與那嶺正敏
 - 11番 花城 伸吉
- 5. 欠席委員

なし

- 6. 議事日程
 - 第1 会期の決定について
 - 第2 議事録署名委員の指名について
 - 第3 案件

議案第 9 7 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第 98 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第 9 9 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第100号 非農地証明について

報告第 35 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 37 号 農地転用許可不要届けについて

7. 出席職員

係 長 新垣 忍

主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長 (会長)

定刻ですので、これより第25回農業委員会会議(総会)を開会します。 会期についてでありますが、本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長 (会長)

異議なしでありますので、本日25日の1日限りに決定します。

議事録署名人の指名ですが、7番さんと8番さんでお願いします。

案件に入ります。議案第97号、98号、99号、100号まで、一括して事務局に説明をお願い します。その前に、本日は事務局長が最終本会議ということで出席できませんので、係長の ほうで進行させるということでよろしくお願いします。

事務局

皆さんおはようございます。会長からお話があったように、局長のほうが9月定例議会と

いうことで本日出席できませんので、私、新垣のほうでご説明いたします。 それでは1ページをお願いします。

(議案第97号を議案書をもとに朗読)

それでは議案第97号について補足説明をいたします。

1番は、申請人が、自己所有地に自己所有墓を建立するために転用するものであります。 申請地の周辺は傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして3ページをお願いします。

(議案第98号を議案書をもとに朗読)

それでは議案第98号について補足説明をいたします。

1番は、譲受人が、申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得 し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1の工の(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

2番は、自営業を営む借受人が、駐車場を拡大する必要に迫られ、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして、3番、4番、6番は、借受人が貸付人より申請地を賃貸借するもので、また 5番は、譲受人が譲渡人より申請地の権利を取得し、申請地を新たに建設する施設の駐車場 として使用するために転用するものであります。

申請地は、上下水道施設が整備された沿道の区域にあり、半径500m以内に公共的施設が2施設あり、また、背後には集団化された農地が広がっているが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のエの(ア)のaの(a)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして8ページ、お願いします。

(議案第99号を議案書をもとに朗読)

議案第99号について補足説明をいたします。

1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数4台、農作業従事日数240日、通作時間2分及び営農計画(作目 野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で44aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。

2番は、借受人が貸付人より申請地を賃貸借するもので、3番は譲受人が譲渡人より申請地の権利を取得し、農業経営の規模拡大を図るものであります。

申請人が確保する農業機械等の保有台数3台、農作業従事日数150日、通作時間30分及び営農計画(作目 キビ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で35aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。

4番は、譲受人が新規に農業を経営するために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の導入予定台数3台、農作業従事日数150日、営農計画(作 目 野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で 31 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的 総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各 号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われます。

続きまして12ページ、お願いします。

(議案第100号を議案書をもとに朗読)

議案第100号について補足説明をいたします。

1番の非農地証明でありますが、申請地は昭和59年時点から公衆用道路として使用されていました。申請地は現在も道路として使用されていて、今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領(平成23年3月15日農政第2121号改正)第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地または採草放牧地でないことの証明が妥当と思われます。

以上で議案の説明及び補足説明を終わります。

議長 (会長)

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。 休憩いたします。

(現地調査)

議長 (会長)

再開いたします。

議案第97号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。

「進行」の声あり

議長(会長) 進行の声がありますので、進行いたします。

どなたかご意見をお願いします。5番、どうぞ。

5番 議案第97号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります

が、事務局の説明後、休憩をとり現場のほうも確認いたしました。1番になりますが、本人が自己所有墓を建設していきたいということで、それに係る墓地及び駐車場ということでありますが、場所も耕作放棄地になっていて、面積も198㎡という妥当な面積だと思います。

本員は1番につきまして許可相当としたいと思います。

議長(会長) ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長(会長) 異議なしでありますので、議案第97号については許可相当と決します。

続きまして、議案第98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい

て質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。

「進行」の声あり

議長(会長) 進行の声がありますので、進行いたします。

どなたかご意見をお願いします。10番、どうぞ。

10番 議案第98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります

が、1番については、申請地周辺はほとんど宅地化しており、また集落のど真ん中でもありまして、これは転用やむを得ないかなと思っております。2番も申請地近辺の法人が営む事業の関係で、駐車場が必要ということで、これも転用やむを得ないかなと思っております。

3番から6番についても、これは医療関係という公益性を帯びているので、今の社会情勢からすると転用もやむを得ないかなと思いますので、本員は1番から6番まで全て許可相当と

したいと思っております。以上です。

議長(会長) ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長(会長) 異議なしでありますので、議案第98号については許可相当といたします。

続きまして、議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。

ご質問等がありましたらどうぞ。11番

11番 9ページの4番の件について本員より補足説明したいと思います。譲渡人のAさんは父親

で譲受人のBさんは子供さんですけれども、これはもともと土地改良事業の入る前にBさん

が畑を買って、自分は当分畑はしないということで親の名義にして、内地のほうに、神奈川県の横浜に行っていますけれども、これは譲受人が、Aさんも今度カジマヤーを迎えて、去年までは人参を作っていたんですけれども、今年から手をかけてないということで、3年前から帰沖するつもりになっていて、もう御自分の会社を子供さんに譲って、そういう段階で早く名義も変更したいと。そういうことでこういう申請になっております。

議長 (会長)

Bさんは譲渡人の子供さんであるわけですね。それでBさんがUターンして帰沖するので 畑を譲るということで。

11番

はい、そうです。

「進行」の声あり

議長 (会長)

進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。はい、11番。

11番

議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、先ほど事務局からも詳しい説明もあり、現場調査も行いました。1番から4番まで全て許可要件を満たしていますし、また、1番、2番、3番、有償移転または賃貸借となっています。営農計画もしっかりとしていますし、また下限面積を十分に満たしていますので、本員は1番から4番まで全て許可としたいと思います。

議長 (会長)

ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 (会長)

異議なしでありますので、議案第99号については許可といたします。

続きまして、議案第100号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。質問等がありましたら、どうぞ。

「進行」の声あり

議長 (会長)

進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。2番どうぞ。

2番

議案第100号 非農地証明交付申請の承認についてでありますが、事務局から説明もあり、休憩をとって現場調査もしています。現場を見る限り、現状は道路以外の何物でもないのではないかと思いますので、本員は非農地として承認したいと思います。

議長 (会長)

ただいまのご意見に異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 (会長)

異議なしでありますので、議案第100号については非農地として承認いたします。 続きまして報告第35号、36号、37号まで、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは報告第35号及び36号についてご説明いたします。

(報告第35号及び報告第36号を朗読する前に以下を説明)

市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は4条の届出が1件、5条の届出が8件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。

それでは14ページ、お願いします。

(説明後議案書をもとに朗読)

続きまして報告第37号についてご説明いたします。

(報告第37号を朗読する前に以下を説明)

認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む)もしくは、中継施設またはこれらの施設を設置するために必要な道路もしくは索道の敷地に供するための権利移動と農地以外に転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は届出が1件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。

それでは18ページ。

(説明後議案書をもとに朗読)

報告と説明は以上で終わります。

議長 (会長)

以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。 これをもちまして第25回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会11時40分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。
中城村農業委員会会長 新 垣 秀 則
議事録署名人
7番委員 安 里 健 一
議事録署名人
8番委員 比 嘉 盛 安